

9 医務・薬務・救急医療・ 医療費のページ

夜間・休日にケガ・病気になったら、まずはここ！

ケガ・病気 の診療 	豊田地域医療センター ☎ 34-3000 内科・外科 毎日 午後7時～翌朝8時30分 ※日・祝・年末年始は午後5時から ※土の内科は午後2時から 齒科 日・祝・年末年始 8月13日～15日 午前10時～午後2時30分
ケガ・急病時の 相談、案内	休日救急内科診療所(西山町) ☎ 32-7150 南部休日救急内科診療所(和会町) ☎ 85-0099 内科・小児科 日・祝・年末年始 午前9時～11時30分 午後1時～4時30分 とよた急病・子育てコール24 ～育救(いつきゅう)さんコール～ 全世代対象 毎日24時間 ☎ 0120-799192 (な(やむ)前に)きゅうきゅういくじ)
薬の服用の相談	豊田加茂薬剤師会「あんしん電話」 毎日24時間 ☎ 090-3482-2173
あなたの かかりつけ医、 在宅医療・ 介護の連絡先	名 称 _____ 連絡先 ☎ _____

-
- 1 医療関係施設開設許可等**(中核市移譲事務) 担当／健康政策課
病院、診療所などの開設等の許可申請や届出の受理
-
- 2 医療関係施設の立入検査**(中核市移譲事務) 担当／健康政策課
医療監視員が病院、診療所などへの立入検査を実施し、関連法令を遵守しているか、かつ適正な管理を行っているかを検査します。
-
- 3 免許申請受付**(中核市移譲事務) 担当／健康政策課、健康づくり応援課
市内在住の有資格者の免許にかかる各種申請(新規、籍訂正、再交付、抹消)を受け付けます。
◇対象資格／保健師、助産師、看護師、准看護師、医師、歯科医師、薬剤師、栄養士、管理栄養士、作業療法士、理学療法士、臨床検査技師、診療放射線技師、視能訓練士、受胎調節実地指導員、衛生検査技師(新規申請は平成 22 年度で終了)
-
- 4 献血の普及啓発** 担当／健康政策課
市主催の移動献血の日程と豊田献血ルームの案内などを行います。
-
- 5 骨髄バンクの普及啓発** 担当／健康政策課
ドナー登録会を開催し、登録希望者へのドナー登録についての説明及び登録申込書の発行を行います。
-
- 6 骨髄提供者等助成金交付** 担当／健康政策課
日本骨髄バンクにドナー登録し、骨髄などの提供のため通院・入院した場合、ドナーとドナーを雇用している事業所に対して助成を行います。
-
- 7 がん患者補整具購入費助成事業** 担当／健康政策課
◇対 象 者／がんと診断され、その治療を受けた又は現に受けている市民
◇内 容／対象となる補整具の購入費用の一部を助成
①ウィッグ（頭皮保護用ネット含む）
②乳房補整具（補正下着（パッド含む）又は人工乳房（乳房再建術等によって体内に埋め込まれたものを除く。）の購入費用の一部を助成
◇助 成 額／購入費用の2分の1（限度額 対象品ごとに3万円）
-
- 8 若年がん患者在宅療養費助成事業** 担当／健康政策課
◇対 象 者／以下のいずれにも該当する方

- ・ サービス利用時点において 40 歳未満の市民
- ・ がん患者であり、医師に一般的に認められる医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断されている
- ・ 在宅における療養生活の支援及び介護が必要である

- ◇内 容／①在宅サービスの利用料
②福祉用具の貸与にかかる費用
③福祉用具の購入にかかる費用
④居宅介護支援にかかる費用

◇助 成 額／①～④を合計した額の 9 割（1 か月あたり 上限 5 万 4 千円）

9 豊田市医療安全支援センター(医療安全相談窓口)

担当／健康政策課

相談者(患者やその家族等)が医療に関する悩み事の解決の糸口を見出せるよう電話相談を中心に助言や情報提供を行います(面接は予約制)。

◇TEL／34-6776 <専用番号>

◇受付日時／月曜日から金曜日(祝日・年末年始を除く。)

午前 8 時 30 分～正午、午後 1 時～5 時

薬務

1 医薬品等の適正使用と安全確保

担当／健康政策課

◇内 容／薬局、店舗販売業、医薬品製造業(薬局)、医薬品製造販売業(薬局)、高度管理医療機器等販売・貸与業の許可、毒物劇物販売業の登録、監視指導

◇手 数 料／許可(登録)の際、手数料が必要

2 薬物乱用防止対策

担当／健康政策課

◇内 容／薬物乱用防止のための街頭活動及び講習会開催

◇目 的／薬物に関する正しい知識の普及

救急医療

担当／地域包括ケア企画課

1 1 次救急

投薬・注射といった処置や応急手当など初期症状の医療を担当します。症状が重く入院・手術を必要とする場合は「2 次救急」の病院を紹介、または救急車で搬送します。

◎ 休日救急内科診療所(西山町、和会町)

豊田加茂医師会立休日救急内科診療所、豊田市立南部休日救急内科診療所が対応します。

◇運 営／(一社)豊田加茂医師会、(公財)豊田地域医療センター

◇診 療 日／日曜日、祝日、年末年始(12月30日～1月3日)

◇診療時間／午前9時～午後5時(受付は午前9時～11時30分、午後1時～4時30分)

◇診療科目／内科、小児科

◎在宅当番医制(外科のみ)

外科系の医療機関が、当番制で対応します。

◇診 療 日／日曜日、祝日、年末年始(12月30日～1月3日)

◇診療時間／午前9時～午後5時(受付は終了30分前まで)

◎豊田地域医療センター(西山町)

◇運 営／(公財)豊田地域医療センター

◇診療日時／平日：午後7時～翌朝9時(内科系、外科系)(受付は終了30分前まで)

土曜：午後2時～翌朝9時(内科系)(受付は終了30分前まで)

：午後7時～翌朝9時(外科系)(受付は終了30分前まで)

日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

：午後5時～翌朝9時(内科系、外科系)(受付は終了30分前まで)

：午前10時～午後3時(歯科系)(受付は終了30分前まで／8月13日～15日も診療しています。)

2 2次救急

◎病院群輪番制

入院・緊急手術が必要な患者さんに対応します。豊田市内では、4病院が当番制で対応します。

◇担当病院／豊田厚生病院(浄水町)、トヨタ記念病院(平和町)、足助病院(岩神町)、豊田地域医療センター(西山町)

◎小児救急医療支援事業

入院・緊急手術が必要な患者さんで、小児科医の診察が必要であると診断されたお子さんのために、市内2病院が当番制で小児科医を確保しています。

◇担当病院／豊田厚生病院(浄水町)、トヨタ記念病院(平和町)

3 3次救急(救命救急センター)

脳卒中、心筋梗塞、頭部損傷その他特殊診療部門(熱傷、小児、中毒など)における重篤(じゅうとく)救急患者に対応し、医師などが必要と判断した時は、救急車で搬送します。豊田市内では、豊田厚生病院(浄水町)及びトヨタ記念病院(平和町)が対応しています。

へき地保健医療支援

担当／地域包括ケア企画課

1 無医(歯科医)地区

50人以上が居住する地区であって、半径4km以内に医療機関がなく、また容易に医療機関を利用できない地区

- ◇該当地区（R4 年度実施）／(無医)旭、足助、小原、下山地区のうち一部地域
(無歯科医)旭、足助、小原、下山地区のうち一部地域

2 ヘき地診療所

原則として人口 1,000 人以上の無医地区等において、市町村等の公共団体が開設する診療所

- ◇該当診療所／豊田市立乙ケ林診療所(乙ケ林町)

3 ヘき地医療拠点病院

巡回診療(健診)及びヘき地診療所への医師派遣等の業務を行う病院(知事の指定による)

- ◇該当病院／足助病院(岩神町)

4 ヘき地巡回健診

無医地区の住民に対して、ヘき地医療拠点病院が実施する巡回健診

後期高齢者医療

担当／福祉医療課

75 歳以上の方(一定の障がいがあると認定された方は 65 歳以上)は後期高齢者医療制度の被保険者となります。後期高齢者医療制度は、被保険者の病気、けがなどに対して必要な保険給付を行っています。

1 被保険者

- ◇75 歳以上の方及び 65 歳～74 歳で一定の障がいのある方

※65 歳～74 歳で一定の障がいのある方については、申請によって後期高齢者医療の資格を取得又は辞退をすることができます。辞退の場合は国民健康保険や被用者保険に加入して医療を受けることとなりますが、福祉給付金による医療費助成を受けることはできません。

※「一定の障がいのある方」とは

- (1)身体障がい者手帳 1～3 級の方
- (2)音声・言語機能障がいの身体障がい者手帳 4 級の方
- (3)下肢機能障がいの身体障がい者手帳 4 級-1・4 級-3・4 級-4 いずれかの方
- (4)療育手帳 A 判定の方（IQ35 以下の方）
- (5)精神障がい者保健福祉手帳 1・2 級の方
- (6)障がい年金を受給している方（1・2 級程度）

2 資格開始日

- ◇75 歳の誕生日当日
◇65 歳以上で一定の障がいと広域連合により認定を受けた日

3 窓口負担

被保険者証の提示により、病院等窓口での支払いは一部負担金のみとなります。

- ◇本人負担／定率 1 割、2 割又は 3 割負担

4 申請による給付

◎療養費

保険証が使えなかったなど、特別の事情がある場合に、申請により後日支給されます。

◎高額療養費

窓口での自己負担が高額になったとき、自己負担限度額を超えた分が申請により後日支給されます(初回のみ申請が必要です)。

◇算定基準／・1 か月ごと(月の初日から末日まで(暦月ごと))に計算

※1 年間(8 月 1 日から翌年 7 月 31 日まで)の自己負担額の上限額による算定もあり

・入院時食事代、差額ベッド代等の保険診療対象外のものは除きます。

◇自己負担限度額／有り

◎高額介護合算療養費

医療と介護の年間の自己負担額が高額になったとき、自己負担限度額を超えた分が申請により後日支給されます。

◇算定基準／1 年間ごと(8 月 1 日から翌年 7 月 31 日まで)に計算

◇自己負担限度額／有り

◎葬祭費

◇支給額／50,000 円

5 限度額適用・標準負担額減額認定証

住民税非課税世帯に属する被保険者の方は、医療機関の窓口に提示することで 1 か月の一部負担金(自己負担分)を一定の金額にとどめる制度です。食事代・居住費の減額を受けることができます。

6 限度額適用認定証

被保険者が療養を受ける場合の、1 か月の自己負担限度額を示す証です。療養を受ける時にこの証を病院へ提示することにより保険診療分については、世帯の所得区分に応じた限度額までが病院から請求され、高額療養費該当分を病院へ支払う必要がなくなります。限度額適用認定証申請をした月の初日から適用を受けられます。

7 特定疾病療養受療証

◇対象者／人工透析が必要な慢性腎不全、血友病、血液凝固因子製剤の投与に起因する HIV 感染症の被保険者

◇自己負担限度額／月額 1 万円

医療費助成

子ども、心身障がい者、母子・父子家庭及び精神障がい者の健康と福祉の増進を図るため、医療にかかる保険診療分の自己負担額(食事代、差額ベッド代、高額療養費などを除く。)を助成しています。医療機関窓口で「健康保険証」と、市から交付を受けた「各医療費受給者

証」を添えて、提示すると医療費助成が受けられます(一部は申請・助成方法が異なります)。

1 子ども医療費助成

担当／福祉医療課

◇対象者／(1) 0歳から高校生世代まで

(18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある方)

(2) 大学生等で入院中の方(大学院生は除く。)

(19歳に達した年度の4月1日から24歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある方で次のすべての要件を満たす学生

・大学、短期大学、高等専門学校、専修学校等に在学している方

・税法上の同一生計配偶者や扶養親族に該当する方

※扶養する人がいない場合は、本人の前年(入院日が1月から7月までの場合は前々年)の所得が扶養の範囲内の方

◇助成内容／保険診療分の自己負担額

◇要件／心身障がい者医療費助成及び母子・父子家庭医療費助成の対象となる小中学生以上の方は除きます。ただし、自閉症状群と診断された小中学生は子ども医療費助成の対象とします。

2 心身障がい者医療費助成

担当／福祉医療課

◇対象者／(1)身体障がい者手帳1～3級の方

(2)腎臓機能障がいの身体障がい者手帳4級の方

(3)進行性筋萎縮症で、身体障がい者手帳4～6級の方

(4)療育手帳A・B判定の方(IQ50以下の方)

(5)自閉症状群と診断された方

◇助成内容／保険診療分の自己負担額

◇要件／就学前の子ども医療費助成対象者は除きます。

3 母子・父子家庭医療費助成

担当／福祉医療課

◇対象者／(1)母子、父子家庭で、18歳以下の児童(18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある方)を扶養している父母等及びその児童(配偶者が身体障がいである等の理由によりその扶養を受けることができない場合を含みます。)

(2)父母のいない18歳以下の児童(18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある方)

◇助成内容／保険診療分の自己負担額

◇要件／所得制限あり。就学前の子ども医療費助成対象者及び心身障がい者医療助成対象者は除きます。

4 精神障がい者医療費助成

担当／福祉医療課

◇対象者／(1)精神障がい者保健福祉手帳1級・2級の方

(2)自立支援医療(精神通院)受給者の方

- (3)精神保健指定医により精神障がいと診断された入院中の方
- ◇助成内容／(1)保険診療分の自己負担額
- (2)自立支援医療の自己負担額（自立支援医療対象疾患に限る）
- ※自立支援医療受給者証（精神通院）に記載されている指定医療機関を受診した場合のみが対象です。
- (3)保険診療分の自己負担額の 1/2(精神科の入院に限る)
- ◇要件／子ども医療、心身障がい者医療、母子・父子家庭医療費助成対象者は除きます。

5 福祉給付金助成

担当／福祉医療課

- ◇対象者／後期高齢者医療制度の被保険者で次に該当する方
- (1)身体障がい者手帳 1～3 級の方
- (2)腎臓機能障がいの身体障がい者手帳 4 級の方
- (3)進行性筋萎縮症で、身体障がい者手帳 4～6 級の方
- (4)療育手帳 A または B 判定の方(I Q 50 以下の方)
- (5)自閉症状群と診断された方
- (6)戦傷病者手帳をお持ちの方
- (7)母子・父子家庭の方
- (8)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定により、入院勧告・措置された結核患者の方
- (9)ひとり暮らし高齢者で、住民税非課税の方
- (10)介護保険要介護 3～5 に認定され、世帯員全員が住民税非課税の方
- (11)精神障がい者保健福祉手帳 1 級又は 2 級の方
- (12)自立支援医療（精神通院）受給者の方
- (13)精神保健指定医により精神障がいと診断された入院中の方
- ◇助成内容／医療保険による自己負担額
- (12)の方は、自立支援医療対象疾患の通院に限ります。
- (13)の方は医療保険による自己負担額の 1/2(精神科の入院に限ります。)

6 感染症医療費負担(中核市移譲事務)

担当／感染症予防課

- ◇対象者／(1)一類感染症(エボラ出血熱等)、二類感染症(急性灰白髄炎、結核等)・新型インフルエンザ等感染症・新感染症の患者で入院治療を必要とする者
- (2)入院を要しない結核患者
- ◇内容／(1)感染症指定医療機関の感染症医療費について、公費負担あり
- ※市町村税所得割の額により一部自己負担あり
- (2)結核指定医療機関の結核医療費について、公費負担あり

7 未熟児養育医療給付

担当／こども家庭課

- ◇対象者／身体の発育が未熟のまま出生した乳児であって、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至るまで、入院養育が必要と医師が認めた乳児
- ◇給付内容／指定養育医療機関に入院した場合の医療費の保険診療自己負担分及び入院

8 自立支援(育成)医療給付

担当／こども家庭課

◇開始時期／平成 10 年度

◇対象者／保護者が市内在住の 18 歳未満の児童

(世帯の市民税額等により対象外となる場合あり。事前申請)

◇対象疾患／肢体不自由、視覚障がい、聴覚・平衡機能障がい、音声・言語・そしゃく機能障がい、心臓機能障がい、腎臓機能障がい、小腸機能障がい、肝機能障がい、その他内臓機能障がい、免疫機能障がい等に属し、確実な治療効果が期待できる医療(原則外科的手術)を指定医療機関で受けるもの

◇給付内容／医療費の保険診療自己負担分

9 小児慢性特定疾病医療費助成制度

担当／保健支援課

◇開始時期／平成 10 年度

◇対象者／市内在住の 18 歳未満の児童で、「小児慢性特定疾病」と診断された方（更新申請により 20 歳の誕生日前日まで受給可）

◇方法／指定の申請書、指定医により作成された意見書、その他必要書類を保健支援課に提出し、審査会で認定された方に受給者証を交付

◇内容／小児慢性特定疾病に係る医療費の保険診療自己負担額及び入院時食事療養費を助成

10 小児慢性特定疾病に関すること、療養相談

担当／保健支援課

小児慢性特定疾病児童等自立支援員（保健師）が対応しています。

◇対象者／当事者及び家族

◇方法／面接、電話等で随時実施

11 療育医療給付

担当／感染症予防課

◇開始時期／平成 10 年度

◇対象者／長期治療(おおむね 6 か月以上)を必要とする結核に罹っている児童で、医師が入院治療を必要と認めたもの

◇内容／結核に罹っている児童に必要な医療の給付、学習用品及び日用品の給付

12 妊産婦・乳児健康診査費補助金

担当／こども家庭課

◇開始時期／平成 18 年度

◇対象者／市内在住の妊婦・産婦・乳児

◇内容／愛知県以外の医療機関又は愛知県内・外の助産所にて「妊婦・産婦健康診査受診票」を使用した場合、若しくは愛知県以外の医療機関にて「乳児健康診査受診票」を使用した場合にその費用を補助します(健康保険適用は対象外・補助額に上限あり)。

13 不育症検査費補助金

担当／こども家庭課

◇開始時期／令和3年度

◇対象者／①、②を満たす方

①2回以上流産・死産の既往がある方

②市税を滞納していない方

◇対象の経費／先進医療として告示されている不育症検査に要した費用

◇補助金額／検査費用の7割に相当する額（千円未満切り捨て）で、上限6万円

14 妊婦の初回産科受診料の助成

担当／こども家庭課

◇開始時期／令和5年度（令和5年10月～）

◇対象者／①～③を満たす方

①市販の妊娠検査薬で陽性を確認し、妊娠の診断を受けるために産科を受診した方

②住民税非課税世帯又は生活保護受給世帯に属する方

③市と医療機関等の関係機関が情報を共有し、提供する必要な支援を受けることに同意する方

◇対象の経費／妊娠判定に要した費用（問診、診察、超音波検査、尿検査）

※保険診療となった場合は対象外

◇補助金額／1回の妊娠につき上限額10,000円

※実際に支払った額と上限額のいずれか少ない額

国民健康保険

担当／国保年金課

職場などの健康保険に加入していない人は、住んでいる市(区町村)の国民健康保険に加入しなければなりません。国民健康保険は、被保険者の病気、けがなどに対して必要な保険給付を行っています。

1 高齢受給者証

医療機関で、国民健康保険被保険者証と高齢受給者証を提示すると、窓口での自己負担が2割(ただし、現役並み所得者は3割)になります。

◇対象／国民健康保険被保険者で70歳以上の人

※誕生月の翌月(ただし、1日生まれの人は当月)から

◇切替時期／毎年8月1日より

2 療養の給付

国民健康保険被保険者証等(70歳以上の方は国民健康保険被保険者証と高齢受給者証)の提示により、病院等窓口での支払いは一部負担金のみとなります。

◇給付率／・義務教育就学前の被保険者……8割

・義務教育就学以降70歳未満の被保険者……7割

・70歳以上の被保険者……8割(ただし、現役並み所得者は7割)

3 現金支給

◎療養費

国民健康保険被保険者証が使えなかったなど、特別の事情がある場合に、申請により後日支給されます。

- ◇必要書類等／国民健康保険被保険者証、世帯主の預金通帳等、治療費の領収書（原本）、窓口に来る人の本人確認ができるもの（免許証等）、世帯主及び療養を受けた人の個人番号確認ができるもの（個人番号カード、通知カード、住民票（個人番号記載））、診療報酬明細書（国民健康保険被保険者証が使えなかった場合）、医師の証明書（治療用装具の場合）

◎高額療養費

窓口での自己負担が高額になったとき、自己負担限度額を超えた分が申請により後日支給されます。

- ◇算定基準／・1 か月ごと(月の初日から末日まで(暦月ごと))に計算
 - ・医療機関が違う場合は、別々に計算
 - ・同じ医療機関でも入院と外来、歯科は別々に計算
 - ・入院時食事代、差額ベッド代等の保険診療対象外のものは除く。
- ◇自己負担限度額／有り(70 歳未満と 70 歳以上で異なる。75 歳到達月は 1/2)
- ◇必要書類等／国民健康保険被保険者証、世帯主の預金通帳等、医療費の領収書（原本）、窓口に来る人の本人確認ができるもの（免許証等）、世帯主及び受診された人の個人番号確認ができるもの（個人番号カード、通知カード、住民票（個人番号記載））

◎高額介護合算療養費

医療と介護の年間の自己負担額が高額になったとき、自己負担限度額を超えた分が申請により後日支給されます。

- ◇算定基準／1 年間ごと(8 月 1 日から翌年 7 月 31 日まで)に計算
- ◇自己負担限度額／有り(70 歳未満と 70 歳以上で異なる)

◎出産育児一時金

- ◇支給額／500,000 円(産科医療補償制度加入機関における出産の場合)
- ◇必要書類等／国民健康保険被保険者証、出産費用の領収書・明細書（原本）、世帯主の預金通帳等、医療機関から交付された代理契約に関する文書（原本）、窓口に来る人の本人確認ができるもの（免許証等）、世帯主及び産婦の個人番号確認ができるもの（個人番号カード、通知カード、住民票（個人番号記載））

◎葬祭費

被保険者が亡くなったとき、申請により葬儀を行った方（喪主）に後日支給されます。

- ◇支給額／50,000 円
 - ◇必要書類等／亡くなられた方の国民健康保険被保険者証、会葬礼状又は葬祭領収書等、葬祭を行った方の預金通帳等、窓口に来る人の本人確認ができるもの（免許証等）
-

4 限度額適用認定証

1 か月ごと(月の初日から末日まで(暦月ごと))に被保険者が療養を受ける場合の自己負担限度額を示す証です。療養を受ける時にこの証を病院へ提示することにより保険診療分については、世帯の所得区分に応じた限度額までが病院から請求され、高額療養費該当分を病院へ支払う必要がなくなります。限度額適用認定証申請をした月の初日から適用を受けられます。ただし、保険税を滞納している世帯の方は、申請できない場合があります。

5 食事療養標準負担減額認定証

市県民税非課税世帯の被保険者が入院した場合の食事負担金を示す証です。

6 特定疾病療養受療証

◇対象者／人工透析が必要な慢性腎不全、先天性血液凝固因子障がいの一部、血液凝固因子製剤の投与に起因するH I V感染症の被保険者

◇自己負担限度額／月額 1 万円(人工透析が必要な慢性腎不全の 70 歳未満の方で、上位所得者は 2 万円)

医療機関等の指定

1 医療機関等の指定(中核市移譲事務)

公費により必要な医療・薬剤を給付するため開設者の申請により、又は開設者の同意を得て病院・診療所・薬局等を指定しています。

◎結核指定医療機関(結核り患者)

担当／感染症予防課

◎指定養育医療機関(未熟児)

担当／こども家庭課

◎指定療育機関(結核り患児)

担当／感染症予防課

◎更生医療指定医療機関

担当／障がい福祉課

◎生活保護指定医療機関

担当／生活福祉課

◎原爆医療指定医療機関

担当／健康政策課

◎指定小児慢性特定疾病医療機関

担当／保健支援課

こんな窓口、こんな施設

所在地やその他の施設については「保健と福祉に関する施設等一覧」を参照

1 豊田市立乙ケ林診療所(乙ケ林町・TEL 65-3008)

◇開設年／平成 17 年 4 月 (「小原村立乙ケ林診療所」として昭和 47 年 9 月に開設)

◇診療科目／内科、外科、小児科

◇診療日時／月曜日 午前 9 時～正午、午後 2 時～3 時

火曜・水曜日 午前 9 時～正午

金曜日 午前 9 時～正午、午後 3 時～5 時

※祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く

2 豊田市立南部休日救急内科診療所(和会町・TEL 85-0099)

- ◇開設年／令和2年7月
- ◇診療科目／内科、小児科
- ◇診療日／日曜日、祝日、年末年始(12月30日～1月3日)
- ◇診療時間／午前9時～午後5時(受付は午前9時～11時30分、午後1時～4時30分)

3 豊田地域医療センター(西山町・TEL 34-3000)

- ◇運営／公益財団法人豊田地域医療センター
- ◇開設年／昭和55年
- ◇施設／一般病床(190床)、豊田地域居宅介護支援センター、豊田地域訪問看護ステーション、豊田地域ケア支援センター

4 豊田献血ルーム(若宮町A館T-FACE9階・TEL 35-4480)

- ◇運営／愛知県赤十字血液センター
- ◇開設年／平成9年
- ◇営業時間／午前10時～午後1時、午後2時～5時45分
- ◇休日／毎週火曜日、年末年始

5 とよた急病・子育てコール24～育救(いつきゅう)さんコール～

(TEL 0120-799192【な(やむ前に)きゅうきゅういくじ】)

急病相談と子育て相談がある場合に看護師、医師、保健師、社会福祉士、臨床心理士等資格を持った人にいつでも相談を受けられるコールセンターです。

- ◇利用日時／24時間 365日(無料)
- ◇実施主体／豊田市

6 愛知県救急医療情報センター(TEL 34-1133)

休日や夜間など、かかりつけ医に連絡が取れないとき、電話(またはインターネット接続パソコン、インターネット接続可能な携帯電話)にて最寄りの医療機関、現在診療可能な医療機関をお知らせします。

- ◇利用日時／常時
- ◇ホームページ／医療情報ネット(ナビイ)



こちらのQRコードを読み取ると
ホームページを閲覧できます。

7 愛知県小児救急電話相談(TEL #8000 又は 052-962-9900)

小児科医が診療していない休日や夜間に、お子さんが急に体調が悪くなってしまい、かかりつけ医に連絡が取れない場合などにご相談ください。看護師等による症状に応じた相談が受けられます。

- ◇利用日時／毎日受付 午後7時～翌朝8時
 - ◇実施主体／愛知県
-

8 豊田市医療安全支援センター(医療安全相談窓口)(TEL 34-6776 <専用番号>)

◇受付日時／月曜日から金曜日(祝日・年末年始を除く。)

午前 8 時 30 分～正午、午後 1 時～5 時

◇面接相談／事前に電話での予約が必要です。

◇開設場所／健康政策課内

9 在宅相談ステーション（おうちでねっと）(TEL 33-7773)

訪問診療・往診を始めとした、在宅医療に関する相談が受けられます。

◇受付日時／月曜日から金曜日(年末年始等、医師会館休館日を除く。)

午前 9 時～午後 5 時

◇開設場所／豊田加茂医師会館内